

# 玉子排水機場改築更新基本設計業務委託 標準仕様書

## 第1章 総則

### 1. 1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の更新工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成（詳細設計）及び基本設計を行うことを目的とする。

### 1. 2 仕様書の適用

- (1) この標準仕様書は、工事に係る設計及び計画策定業務に係る委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障をきたしたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
- (4) 測量業務、地質・土質調査に関する業務については、特記仕様書によるものとする。

### 1. 3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、高槻市長をいう。
- (2) 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、発注者は、調査職員の氏名を受注者に通知しなければならない。
- (4) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括行う者で、受注者が定めた者をいう。
- (5) 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- (6) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (7) 「設計図書」とは、仕様書、図面、質問回答書をいう。
- (8) 「仕様書」とは、標準仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (9) 「標準仕様書」とは、設計及び計画策定業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (10) 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、設計及び計画策定業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (11) 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (12) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (13) 「指示」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (14) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

- (15)「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (16)「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (17)「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (18)「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (19)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (20)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (21)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (22)「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (23)「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- (24)「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (25)「電子納品」とは、電磁媒体にて成果品を納品することをいう。
- (26)「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
- (27)「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
- (28)「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
- (29)「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (30)「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (31)「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう

#### 1. 4 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

#### 1. 5 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1. 6 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

#### 1. 7 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1. 8 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

## 1. 9 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

## 1. 10 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 管理技術者届 (ハ) 照査技術者届 (ニ) 技術者経歴書・資格証
- (ホ) 工程表 (ヘ) 業務委託内訳書 (ト) 業務計画書 (セ) 完了届 (ト) 引渡書
- (チ) 請求書 (リ) 業務週報 (ヌ) 成果品 (ル) 協議録 (ヲ) 照査報告書
- (ワ) その他発注者の指示した書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

## 1. 11 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者及び照査技術者は以下に示すいずれかの資格を有すること。
  - (イ) 技術士（以下のいずれかを満たすこと）
    - ・農業部門（選択科目：農業土木または農業農村工学）
    - ・上下水道部門（選択科目：下水道）
    - ・総合技術管理部門（選択科目：農業土木、農業農村工学または下水道）
  - (ロ) シビルコンサルティングマネージャー（農業土木または下水道）
  - (ハ) 国土交通省認定技術管理者（農業土木または下水道）
- (3) 管理技術者は業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

## 1. 12 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

## 1. 13 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

## 1. 14 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

## 1. 15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

## 1. 16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

## 第2章 設計一般

### 2. 1 一般的事項

- (1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

### 2. 2 設計基準等

設計に当たっては、発注者の指示する図書及び本仕様書第9章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

### 2. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

### 2. 4 設計の資料

設計の計算根拠等、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

### 2. 5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

### 2. 6 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

### 2. 7 現地調査

受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。

- (1) 地形、その他  
用地境界、周囲状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、建屋内間取り、動線、電気の経路等
- (2) 地質  
地質調査資料と現地との関係
- (3) 関連管きよの位置、形状、管底高
- (4) 吐口の位置
- (5) 放流先の状況
- (6) 電気・機械設備の位置、設置高
- (7) その他設計に必要な事項

### 2. 8 基本設計および詳細設計

- (1) 業務の内容は基本設計と詳細設計分ける。
- (2) 基本設計とは、詳細設計を行うに当り、当該設計対象施設の処理方式、フローシート、基本的な配置、構造、形式、容量、機能、工事施工方法、維持管理方式及び事業の総合的効果等の基本的事項の確認及び検討をいう。
- (3) 詳細設計とは、基本設計に基づいて、工事を実施するために必要な設計図、計算書等の作成業務をいう。

### 第3章 改築実施設計（基本設計・詳細設計）

#### 3. 1 改築実施設計（基本設計）図書等の作成に関する作業

改築実施設計（基本設計）業務は、次の事項の検討又は確認並びに基本設計図書の作成を行い、改築実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。

##### （1）改築実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項

改築実施設計（基本設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

##### （イ）課題の確認

###### ① 法令等の確認

下水道法，都市計画法，水質汚濁防止法，大気汚染防止法，振動規制法，騒音規制法，悪臭防止法，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，肥料取締法等

###### ② 上位計画等の確認

流域別下水道整備総合計画，特定水域高度処理基本計画，都道府県構想，再生水利用基本計画，下水汚泥処理総合計画，長寿命化計画，耐震化計画等

###### ③ 既存施設の課題の確認，整理

計画諸元等の変更への対応，法令・規準等の改定への対応，社会的ニーズ・水準への対応，運転実績による施設の改善要求への対応等

###### ④ 事業計画等の内容確認

水位関係，放流河川計画等

##### （ロ）仕様及び施工方法の検討

###### ① 資料収集及び現地調査

設計図書，完成図書，改築等の調査・診断報告書，維持管理記録，現況のし渣量調査，現地調査（既設構造物，既存機械・電気設備）等

###### ② 施設仕様の検討

法律に基づく規制への対応の検討（労働安全基準，消防法，建築基準法，公害防止条例等），施設の容量計算，水理計算，キャパシテーションの検討，負荷計算，既設設備の改善策の検討（浸水対策，腐食対策，雷害対策等），省エネルギー，省資源，省力化に対応した機種検討，機器配置，ケーブル・電線管等サイズ検討，配管・配線ルート等の配置計画の検討，主要機器の運転方案の検討，計装制御方式の検討，耐荷重能力，耐震性等の構造計画の検討等，その他の改築実施設計（基本設計）図書作成に必要な作業

###### ③ 施工方法の検討

制約条件の整理，仮設計画の検討，搬出入計画の検討，揚重計画の検討，代替施設計画の検討，仮締切計画の検討，段階的施工計画の検討等

##### （ハ）改築事業量の算定

###### ① 工種別（土木，建築，機械，電気）

###### ② 財源別（補助対象事業費，単独事業費）

###### ③ 年度別事業計画

##### （2）改築実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業

改築事業計画の検討並びに土木，建築，機械及び電気の各部門との相互関係を明らかにする改築実施設計（基本設計）図書を作成すること。改築実施設計（基本設計）図書は次に示した内容とし，縮尺1/100～1/200を標準とする。

ただし，一般平面図，その他これによって不都合な場合は，発注者との協議による。

##### （イ）事業計画の検討

###### ① ポンプ場の概算改築事業費の算出

###### ② ポンプ場の改築事業計画の検討

##### （ロ）改築実施計画図

ポンプ場実施設計の基本設計図に準じる。

(3) 改築実施設計（基本設計）図書（確認書，検討書および図面等）の作成に関する作業

改築実施設計（基本設計）図書（確認書，検討書および図面等）は「(1) 改築実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項」で行った検討・確認事項及び「(2) 改築実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成，まとめるものとする。

(イ) 共通事項

- ① 基本条件，制約事項等の確認書
- ② 施設仕様の検討書
- ③ 施工方法の検討書（仮設計画・代替施設計画検討，旧施設との切替方式検討等）
- ④ 概算工事費算定書
- ⑤ 年度別事業実施計画書（段階的実施計画の検討）
- ⑥ その他必要な検討書

(ロ) 土木（建築）関係

- ① 施設配置計画，水位関係検討，容量計算書，水理計算書
- ② 基礎支持形式の比較検討書
- ③ 仮設計画検討書

(ハ) 機械関係

- ① 主要機器構成計画（基本フローを含む）
- ② 設備容量計画（キャパシティの検討含む）
- ③ 水利用計画
- ④ 油類利用計画検討書
- ⑤ 主要機器搬出入計画（主要機器寸法を含む）
- ⑥ 主要機器重量表

(二) 電気関係

- ① 使用電力需要計画
- ② 受変電及び負荷設備計画
- ③ 自家発電設備計画
- ④ 制御電源設備計画
- ⑤ 監視制御設備計画
- ⑥ 計装設備計画
- ⑦ 主要機器構成計画
- ⑧ 主要機器重量表

3. 2 改築実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

改築実施設計（詳細設計）業務は，次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い，改築実施設計（詳細設計）図書としてまとめなければならない。

(1) 改築実施設計（詳細設計）業務で確認する事項

改築実施設計（詳細設計）業務において，次の事項を確認しなければならない。

- (イ) 受注者は，改築実施設計（詳細設計）業務を進めるに当たり，設計対象施設に関する基本設計の内容について確認を行わなければならない。
- (ロ) 土木建築構造物の計算に先立ち，構造分類に基づいた設計条件，荷重条件，設備機器の重量表，主要形状寸法一覧表，主要設備機器の搬入経路および各部寸法等の確認を行わなければならない。
- (ハ) 工事の施工に必要な代替施設，池・水路等の締切り・切廻し用構築物，排水用施設・設備，補強用構築物，搬出入用構築物等（以下，仮設構築物等という。）の要否の確認及びその設置・撤去方法，設計条件，荷重条件等の確認又は検討を行わなければならない。

(2) 改築実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は，発注者が提供した資料，又は受注者が調査した事項について，整理し，確認又は検

討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された基本設計図書のうちで、改築実施設計（詳細設計）で使用できるものは、再使用を防げない。

(イ) 土木（建築）関係

- ① 構造計算書
- ② 基礎計算書
- ③ 仮設計算書
- ④ 水理計算書
- ⑤ 容量計算書
- ⑥ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(ロ) 機械関係

- ① 設備容量計算書  
能力，台数，出力等
- ② 機器リスト表
- ③ 特殊設備の安全陸・安定性に対する検討書
- ④ 主要機器重量表
- ⑤ 機器搬出入計画書
- ⑥ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(ハ) 電気関係

- ① 設備容量計算書  
能力，台数，出力等
- ② 運転操作概要書
- ③ 主要機器重量表
- ④ 機器搬出入計画書
- ⑤ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(3) 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、改築施設並びに仮設構築物等について次に示す詳細設計図を作成すること。

(イ) 土木（建築）関係

- ① 一般平面図
- ② 水位関係図
- ③ 構造図
  - a) 平面図
  - b) 縦横断面図
  - c) 杭配置図
- ④ 詳細図  
設備（機械，電気）との取合図および箱抜き図
- ⑤ 配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
- ⑥ 既設撤去図
- ⑦ 工事特記仕様書

(ロ) 機械関係

- ① フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
- ② 全体配置平面図
- ③ 配置平面図（施設ごと）
- ④ 配置断面図（施設ごと）
- ⑤ 配管全体図
- ⑥ 水位関係図，箱抜き参考図等（土木に準ずる）
- ⑦ 既設撤去図

- ⑧ 工事特記仕様書
- (ハ) 電気関係
  - ① 構内一般平面図
  - ② 単線結線図
  - ③ 主要機器外形（参考寸法）図
  - ④ 機能概略説明図（計装フローシート，監視制御システム系統図）
  - ⑤ 主要配線，配管系統図
  - ⑥ 配線，配管敷設図（ラック，ダクト，ピット）
  - ⑦ 接地系統図
  - ⑧ 機器配置図（⑥との共用を含む）
  - ⑨ 既設撤去図
  - ⑩ 工事特記仕様書
- (4) 工事設計書の作成に関する作業
  - 受注者は，発注者の示す様式，資料により次のものを作成すること。
  - (イ) 数量計算書（材料）
  - (ロ) 工期算定計算書
  - (ハ) 見積依頼書
  - (ニ) 工事設計書（金抜設計書）

## 第4章 照査

### 4. 1 照査の目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し，十分な比較検討を行うことにより，業務の高い質を確保することに努めるとともに，さらに照査を実施し，設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

### 4. 2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため，相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

### 4. 3 照査事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保，施設の耐久性及び環境条件に対する適応性，柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

#### (1) 実施設計（基本設計）

- (イ) 基本条件の確認内容に関する照査
- (ロ) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (ハ) 土木設計，建築設計（建築機械，建築電気を含む），機械設計，及び電気設計の相互間における整合性に関する照査

#### (2) 実施設計（詳細設計）

- (イ) 設計計画の妥当性（設計方針，設計条件等）の照査
- (ロ) 各種計算書の適切性に関する照査
- (ハ) 各種設計図の適切性に関する照査
- (ニ) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

## 第5章 提出図書

### 5. 1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお，製本はすべて白焼きとする。また，製本はすべて表紙，背表紙とも，タイトルをつけ，直接印刷したものとする。なお，成果品の作成に当っては，その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

### 5. 2 実施設計（基本設計）提出図書

(1) 実施設計（基本設計）検討書	A 4判製本	3部
(2) 実施設計（基本設計）図	A 3判折たたみ製本	3部
(3) 鳥瞰図	A 2判着色仕上額縁入	1部
(4) 鳥瞰図写真	四ツ切カラープリント	3部
(5) 電子成果品		1式
5. 3 実施設計（詳細設計）提出図書		
(1) 土木（建築）関係		
(イ) 実施設計（詳細設計）図	A 3判折たたみ製本	3部
(ロ) 計算書（数量計算書を除く）	A 4判又はA 3判製本	3部
(ハ) 工事特記仕様書（土木）	A 4判製本	3部
工事特記仕様書（建築）	A 3判折りたたみ製本	3部
(2) 機械関係		
(イ) 実施設計（詳細設計）図	A 3判折たたみ製本	3部
(ロ) 計算書（数量計算書を除く）	A 4判又はA 3判製本	3部
(ハ) 特記仕様書	A 4判製本	3部
(3) 電気関係		
(イ) 実施設計（詳細設計）図	A 3判折たたみ製本	3部
(ロ) 計算書（数量計算書を除く）	A 4判又はA 3判製本	3部
(ハ) 特記仕様書	A 4判製本	3部
(4) 議事録	A 4判	3部
(5) 電子成果品		1式

## 第6章 参考図書

### 6. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- |   |               |
|---|---------------|
| 1. 土木工事共通仕様書                                  | (大阪府環境農林水産部)  |
| 2. 大阪府土木工事施工管理基準                              | (大阪府環境農林水産部)  |
| 3. 業務共通仕様書                                    | (大阪府環境農林水産部)  |
| 4. 土木工事共通仕様書                                  | (農林水産省農村振興局)  |
| 5. 施設機械工事等共通仕様書                               | (農林水産省農村振興局)  |
| 6. 測量業務共通仕様書                                  | (農林水産省農村振興局)  |
| 7. 設計業務共通仕様書                                  | (農林水産省農村振興局)  |
| 8. 農業水利施設の機能保全の手引き<br>総論編，参考資料                | (農業土木事業協会)    |
| ポンプ場（ポンプ設備）編，除塵設備編，電気設備編，水管理制御設備編             |               |
| 9. 農業水利施設の長寿命化のための手引き                         | (農村振興局整備部設計課) |
| 10. 農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き                     | (農業土木事業協会)    |
| 11. 鋼構造物計画設計技術指針 除塵機設備                        | (農業土木事業協会)    |
| 12. 電気設備計画設計技術指針 高低圧編                         | (農業土木機械化協会)   |
| 13. 水管理制御方式技術指針 計画設計編                         | (農業土木機械化協会)   |
| 14. 下水道施設計画・設計指針と解説                           | (日本下水道協会)     |
| 15. 下水道施設の耐震対策指針と解説                           | (日本下水道協会)     |
| 16. 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「ポンプ場」（農林水産省農村振興局） |               |
| 17. 土地改良施設管理基準及び運用・解説 一排水機場編一                 | (農林水産省農村振興局)  |
| 18. 土地改良事業設計指針「耐震設計」                          | (農林水産省農村振興局)  |
| 19. 土地改良工事積算基準（土木工事）                          | (農林水産省農村振興局)  |
| 20. 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）                      | (農林水産省農村振興局)  |

21. 土地改良工事積算基準（施設機械）（農林水産省農村振興局）
22. 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編（日本下水道協会）
23. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
24. 解説 電気設備の技術基準（経済産業省資源エネルギー庁）
25. 日本工業規格（JIS）
26. 日本下水道協会規格（JSWAS）
27. 電気規格調査会標準規格（JEC）
28. 日本電機工業会標準規格（JEM）
29. 日本電線工業会標準規格（JCS）
30. 内線規程（日本電気協会）
31. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
32. 水理公式集（土木学会）
33. コンクリート標準示方書（土木学会）
34. 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
35. 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力（日本建築学会）
36. 鋼構造設計基準－許容応力設計法（日本建築学会）
37. 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
38. 壁式構造関係設計基準・同解説（壁式鉄筋コンクリート造編）（日本建築学会）
39. 土木製図基準（土木学会）
40. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説（公共建築学会）
41. 機械製図基準JISハンドブック 5（日本規格協会）
42. 電気記号JISハンドブック 7（日本規格協会）
43. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図
44. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（電気設備工事偏）
45. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（機械設備工事偏）
46. 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
47. 改訂 解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
48. 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説／揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説（河川ポンプ施設技術協会）
49. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事偏）（公共建築学会）
50. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事偏）（公共建築学会）
51. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事偏）（公共建築学会）
52. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準（公共建築学会）
53. 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（公共建築協会）
54. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準（公共建築協会）
55. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（公共建築協会）
56. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（公共建築協会）
57. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

(公共建築協会)

58. ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）

59. ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）

60. 水門・樋門ゲート設計要領（案）（ダム・堰施設技術協会）

61. 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（下水道新技術推進機構）

62. 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）

63. 公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）（公共建築協会）

64. 公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）（公共建築協会）

65. 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）（公共建築協会）

66. その他関係法令